

第1部 指定（許可）更新の概要

1 指定（許可）更新制度について

- 事業者の指定（許可）基準の遵守状況を定期的に確認するため、指定には6年間の有効期間が設けられています。
- 介護保険事業者は、事業所（施設）ごとに、指定の有効期間満了日までに指定の更新を行う必要があります。（介護保険法第70条の2ほか）

(1) 更新制度の概要

- 介護保険事業者は、有効期間満了日までに指定の更新を受けるため、定められた期日までに、更新申請を行う必要があります。
 - ・更新申請を行わなかった場合は、有効期間満了日で指定（許可）が失効します。
 - ・人員や設備等の基準を満たしていない場合は、指定の更新はできません。
※人員・設備等の基準については厚生労働省「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37号）」等のほか、県高齢福祉課（介護保険担当）及び社会福祉課（福祉監査担当）のホームページを参考にしてください。

(2) 更新申請の単位

- 指定の更新は、事業所(施設)ごとに行います。（「新規指定」と同様。）
- ただし、指定事業所番号が同一で一体的に運営している、同一種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」（例えば、訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護）、「介護老人福祉施設」と「（介護予防）短期入所生活介護」又は「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」については、同時に更新申請の手続きを行い、有効期間を合わせることができます。（2019年4月30日に指定有効期限を迎える事業所から適用とする。詳しくは、第3部の2(3) P13を参照）

(3) 指定（許可）の有効期間

- 指定（許可）の有効期間は6年間です。
（例）指定年月日：2019年4月1日 → 有効期間満了日：2025年3月31日
- ただし、平成13年度以前に指定を受けたものは、経過措置により、初回更新時のみ、有効期間が6年を超えて設定されています。そのため、最初の指定日から6年ごとの更新とはなりませんのでご注意ください。
（例）指定年月日：平成12年4月1日 → 有効期間満了日：平成20年3月31日

指定（許可）年月日	有効期間満了日
平成12年3月31日まで ※平成12年4月1日とみなす	平成20年3月31日
平成12年4月1日～平成13年3月31日	指定日から8年を経過する日まで
平成13年4月1日～平成14年3月31日	指定日から7年を経過する日まで
平成14年4月1日以降	指定日から6年を経過する日まで

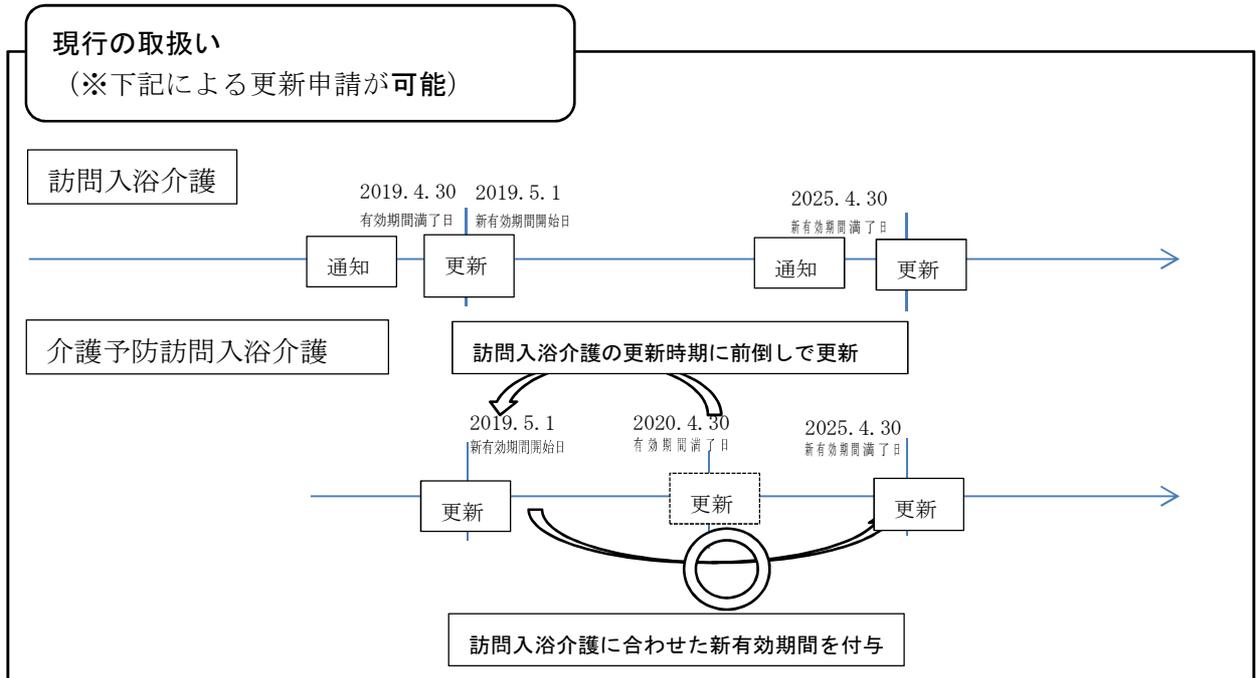
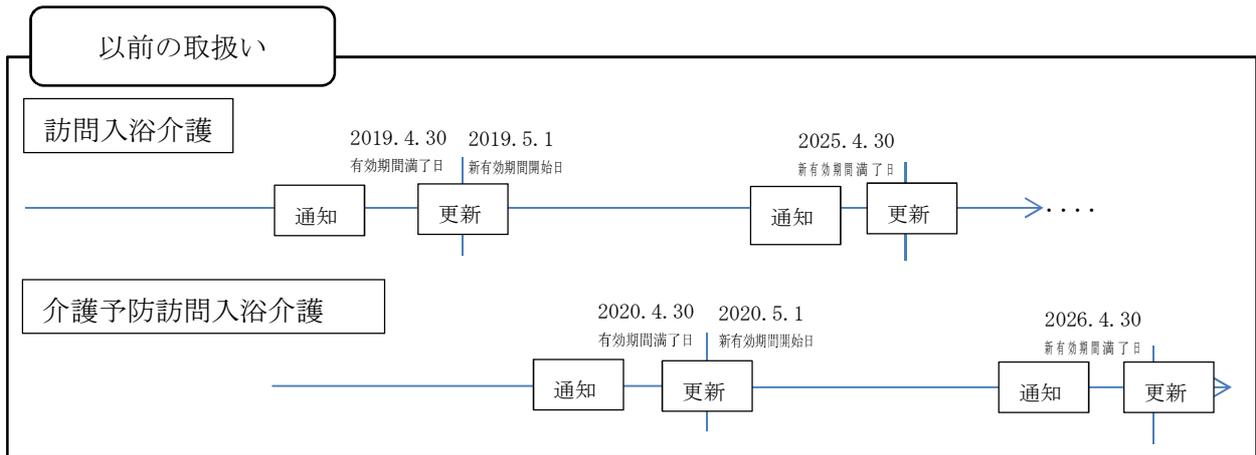
- (2) のただし書きの適用により、指定事業所番号が同一で一体的に運営している複数サービスについて同時に申請を行う場合、指定有効期限が異なっても、更新を行うことにより、**有効期間を合わせることができます。**

例) 2019年4月30日満了の訪問入浴介護と2020年4月30日満了の介護予防訪問入浴介護の指定更新申請を訪問入浴介護の更新のタイミングで同時に行った場合の更新後の有効期間

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護ともに

→**2019年5月1日～2025年4月30日**までの6年間

となります。(下図参照)



「居宅サービス」と「介護予防サービス」など、**同一事業所番号で一体的に行っているサービス (詳細は p13 参照)** については、これまで有効期間が異なる場合、指定更新のタイミングがずれていましたが、本取扱いにより**有効期限をそろえることができます。**

(4) 指定居宅サービス等の指定に係る有効期間の定めに関する弾力的な運用について

【6-(27)-(vii)】

介護保険法の規定により、指定サービス事業者等の指定等は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされているが、これらは、指定等の有効期間を規定するものであり、指定等の更新を6年未満で行うことを妨げるものではない。

したがって、同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期限をあわせて更新することは、現行でも可能である。

指定等の更新事務については、自治体においてそれぞれ手続き方法が定められており、指定等の更新に係る手続きは、それらに則って行われているものと認識しているが、必要に応じて、指定等の有効期限をあわせて更新するなど、遺漏の無い対応をお願いしたい。

※ なお、上記は、指定の更新を6年未満で行うことが可能であることを示したものであり、指定の有効期間を6年未満に短縮できるとしたものではない。

2 更新手続きの流れ

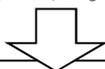
- 県から指定（許可）の「有効期間満了日」の2か月～3か月前に、更新手続きについて通知します。
- 更新申請書類の提出期限までに、下記の手順に従って、更新申請書類を提出してください。
- ※申請がなされない場合は、有効期間満了により失効となりますのでご注意ください。

(1) 県から事業所へ通知 [県→事業所(施設)]

- 県高齢福祉課から各事業所（施設）あてに、更新申請手続きについて通知します。
- 通知は、(3)に記載している提出期限の1か月前までに行います。

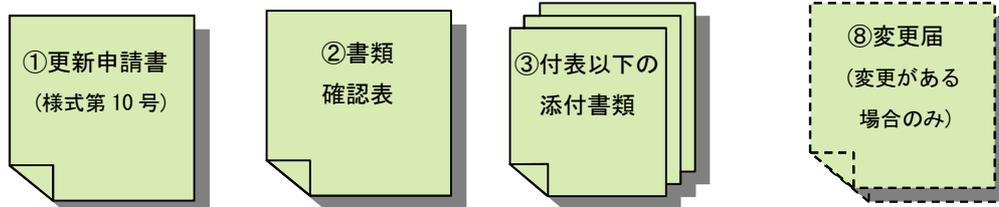
※有効期間満了日が4月30日の場合、申請書類提出期限は3月25日となるため、通知は2月25日までに行います。通知が届かない場合、県高齢福祉課まで連絡願います。

※指定（許可）有効期間については、本来、事業所が把握しておくべき事項です。該当の事業所には目安の期日までに本課から通知を送付していますが、郵便事情等により通知が届くのが遅かったのではわからなかったなどのことがないように、ご注意ください。

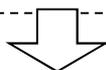


(2) 更新申請書類の作成 [事業所(施設)]

- 各事業所において、更新申請書類を作成します。
 - 更新申請書類は次の①～⑧のとおりです。
- 詳しくは、第3部（P10～P26）をご覧ください。



- ① 指定（許可）更新申請書（様式第一号（二））
- ② 更新申請書類確認表（別表）
- ③ 付表（付表第一号（一）～（十七）※サービス種別毎）
- ④ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1-1～1-11※サービス種別毎）
- ⑤ 従業員の資格を証する書類
- ⑥ 誓約書（標準様式第6号）
- ⑦ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑧ 変更届 = 変更がある場合のみ



(3) 更新申請書類の提出 [事業所(施設) → 県(保健福祉事務所)へ]

- 更新申請書類を、次の提出期限までに、各保健福祉事務所へ提出してください。
 - **提出期限**
 - ・ **指定(許可)日が月の初日：「有効期間満了日」の属する月の前月25日**
 - ・ **指定(許可)日が月の初日以外：「有効期間満了日」の属する月の前々月25日**
- ※上記を基本としますが、年度末など対象件数が多い時期については、提出の案内通知及び提出期限を早める場合があります。

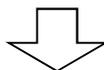
(例1) 指定日が2013年5月1日、有効期間満了日：2019年4月30日の場合

→ 提出期限：2019年3月25日

(例2) 指定日が2013年5月15日、有効期間満了日：2019年5月14日の場合

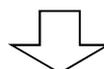
→ 提出期限：2019年3月25日

- **提出方法：持参又は郵送** (詳しくは、第4部の2提出方法P27を参照)
- **提出先：各保健福祉事務所**
(具体的には、第4部の3提出先P27を参照)



(4) 更新申請書類の審査 [県]

- 県(各保健福祉事務所及び高齢福祉課)において、更新申請書類の審査を行います。
- ※ 有効期間満了日が集中し、指定(許可)更新を迎える事業所が多数ある場合などは、審査に期間を要する場合があります。



(5) 審査結果(更新の可否等の通知)の送付 [県(高齢福祉課) → 事業所(施設)へ]

- 更新申請書類等を審査し、更新となった事業所(施設)には高齢福祉課から更新後の有効期間(更新前の有効期間の満了日の翌日から6年間(※1(2)ただし書きを適用した場合、同時に更新申請を行ったサービスの有効期間の満了日の翌日から))を記載した指令書を送付します。
- ※ 審査に期間を要した場合、審査結果の通知が有効期限を過ぎる場合がありますが、**審査結果の通知が届くまでの間は、従前の指定が有効となります**(介護保険法第70条の2)。